

第2期 当別町 子ども・子育て支援事業計画

(令和3年2月、令和4年7月、令和5年2月改正)

当 別 町

<目次>

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 子ども・子育て支援新制度のねらい	2
1 認定こども園の普及、待機児童の解消	2
2 教育・保育、子育て支援の質の確保及び向上	2
3 地域における子ども・子育て支援の充実	3
4 第1期計画策定後の動き	3
第2章 当別町の子どもと子育て家庭の現状と課題	4
第1節 人口と世帯の状況	4
1 総人口と総世帯の状況	4
2 世帯類型の変化	5
3 女性の就業状況	6
4 出生の状況	7
5 児童数の状況	7
第2節 アンケート調査結果からみた子育て環境について	8
1 保護者の就労状況について	9
2 教育・保育事業の利用状況について	10
3 子どもの生活の現状について	11
4 子育ての状況について	12
5 当別町の子育て環境について	14
第3節 統計とアンケートから見えてくる課題	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
第1節 計画の基本理念	16
第2節 施策の体系	17
1 計画の基本目標	17
2 主要施策と具体的施策	18
第4章 事業量と確保策	20
第1節 教育・保育提供区域の設定	20
第2節 子どもの人口の見通し	21
第3節 幼児期の教育・保育の見込量及び確保策	22
1 見込量	22
2 教育・保育施設の現状	23
3 量の見込み（教育・保育施設）	24

4	提供体制と確保の内容、幼児教育・保育の質の向上について	24
第4節	地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策	25
1	利用者支援事業	25
2	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	25
3	妊婦健診事業	26
4	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	26
5	養育支援訪問等事業	27
6	子育て短期支援事業	27
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	28
8	一時預かり事業	29
9	延長保育事業（時間外保育事業）	30
10	病児・病後児保育事業	30
11	放課後児童健全育成事業（子どもプレイハウス）	32
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	33
13	多様な事業者の参加促進・能力活用事業	33
第5章	包括的子育て支援施策	34
第1節	施策の展開	34
基本目標1	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	34
基本目標2	子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり	41
基本目標3	子どもや子育てに優しい生活環境づくり	44
基本目標4	子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり	46
基本目標5	子どもや子育てに関する意識づくり	50
基本目標6	子どもの権利を尊重する意識づくり	51
第2節	計画の推進体制	52
1	計画の推進にあたっての役割分担と連携	52
2	進行管理	52
資料編		53
第1節	当別町子ども・子育て会議条例	53
第2節	計画策定の経過	54
第3節	当別町子ども・子育て会議委員名簿	55

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連三法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度にスタートしました。新制度では、各市町村が子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。

当別町では、これまで平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「当別町子育て行動計画（前期計画）」（計画年間：平成17年度～平成21年度）及び、「当別町子育て行動計画（後期計画）」（計画年間：平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て支援の強化・拡充に努めてきましたがその計画を引継ぎ、平成27年3月に当別町子育て行動計画を包含する「第1期当別町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」とします。）」（計画期間：平成27年度～令和元年度）を策定し、具体的な取組を進めてきました。

しかし、このような取り組みにも関わらず、少子化は進行し、その一方で、多様なニーズから、より質の高い保育サービスを求める声があがっています。

これらのニーズに対応し、令和2年度以降の本町における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、子どもやその親を始め、教育・保育従事者、企業、行政などの地域社会全体が協働して取り組み、施策・事業を総合的・計画的に推進することで地域の子ども・子育て支援のより一層の充実を目指し、「第2期当別町子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」とします。）」を策定いたします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の見込量、それらの提供体制の確保内容等を定め、計画的に取組を推進するものです。

なお、当別町においては、子育て支援施策をより実効性のあるものとするため、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法のみならず、教育・保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えることから、当別町第6次総合計画及び関連する分野別個別計画との整合・連携を図り、さらには「子育て行動計画」で掲げた各施策の方向性についても、これらを踏まえ本計画で位置づけます。

第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）の5年間とします。

ただし、町内の需給の状態が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度
当別町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕					当別町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕					
		中間 見 直 し		第2期 計 画 策 定			中間 見 直 し		第3期 計 画 策 定	

第4節 子ども・子育て支援新制度のねらい

1 認定こども園の普及、待機児童の解消

平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度において国では、待機児童解消をめざし、幼稚園・保育園・認定こども園などの教育・保育施設の提供拡大を図るとともに、保護者の選択に基づき、多様な施設や事業者から保育が受けられるよう、さまざまな事業内容が定められています。

また、認定こども園が保護者の就労状況などに関わらず子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供する施設であることを踏まえ、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行や新設整備に伴う支援を行い、公私を問わず積極的に認定こども園の普及を図ることをめざしています。

2 教育・保育、子育て支援の質の確保及び向上

すべての子どもの健やかな育ちを実現していくためには、発達段階に応じた保護者の関わり、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが必要です。そのため本制度では、保護者が子育て力を向上でき、自己肯定感をもち、楽しんで子育てができるよう関係機関が連携し子育て支援を充実するとともに、子どもの育ちを支援する者に対しては、資質・能力を向上できるよう研修及び指導助言等の支援を積極的に行うことをめざしています。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るとともに、保育教諭等の処遇改善などの労働環境への配慮、施設・事業者の適切な評価、不断の改善に努め、子どもを中心に据えた教育・保育及び子育て支援の質の向上を図ることも目的としています。

3 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもが生活する場は、家庭、地域社会、教育・保育施設などと連続的に営まれており、社会のあらゆる分野の人たちが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子どもの育ちと親の育ちの両面から、各々が連携して支えていく必要があります。

本制度では、すべての子どもや子育て家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるよう、親子同士の居場所づくり、子育て相談や総合的な情報提供などの充実を図ることをめざしています。また、良質な成育環境を保障するため、妊娠・出産期からの切れ目ない支援の視点をもって、子ども・子育て支援の充実を図ることを目的としています。

4 第1期計画策定後の動き

第1期計画策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成29年）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援の促進といった方向性が打ち出されています。

また、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（平成29年）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年）により、令和元年10月から、3～5歳までの全ての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されることとなりました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。



第2章 当別町の子どもと子育て家庭の現状と課題

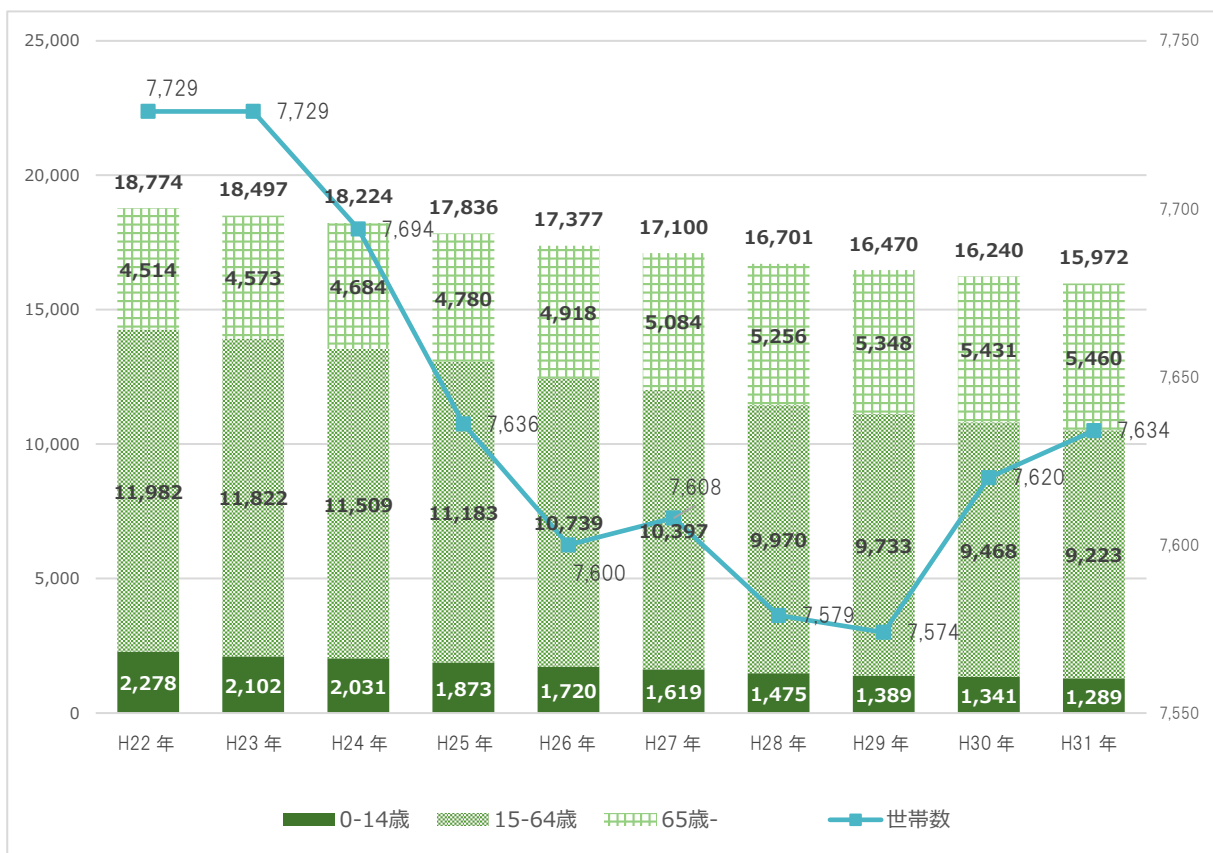
第1節 人口と世帯の状況

1 総人口と総世帯の状況

住民基本台帳によると、当別町の人口は全体をみると減少傾向となっています。また年齢3区分でみると15歳未満人口は減少傾向、65歳以上人口は増加傾向にあり、少子高齢化の傾向が表れています。

一方、世帯数は減少傾向が続いていたものの、平成30年度からは増加しています。

総人口と年齢3区分、世帯数の推移

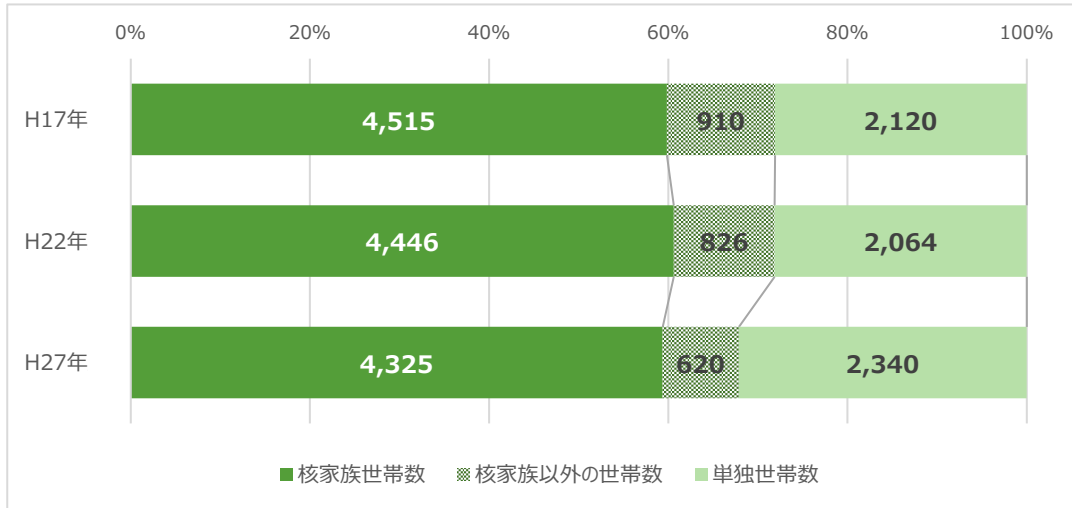


資料：住民基本台帳(4月1日現在)

2 世帯類型の変化

平成17年から平成27年における当別町の世帯類型の変化をみると、「核家族世帯」や「核家族以外の世帯」が減少傾向であるのに対し、「単独世帯」のみ増加しています。全国的な傾向と同様に、未婚率や離婚率の増加、さらには高齢化に伴う配偶者との死別等により単独世帯が増加している可能性があります。

世帯類型の推移



資料：国勢調査

※核家族世帯： 「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」、「ひとり親と子供から成る世帯」

※核家族以外の世帯： 「夫婦と両親の世帯」、「三世代の世帯」など

国勢調査によると、当別町の未婚率は全国値よりも低く26.6%となっていますが、北海道値よりも高くなっていました。

未婚率の比較（平成27年）

全国	27.3%
北海道	25.9%
当別町	26.6%

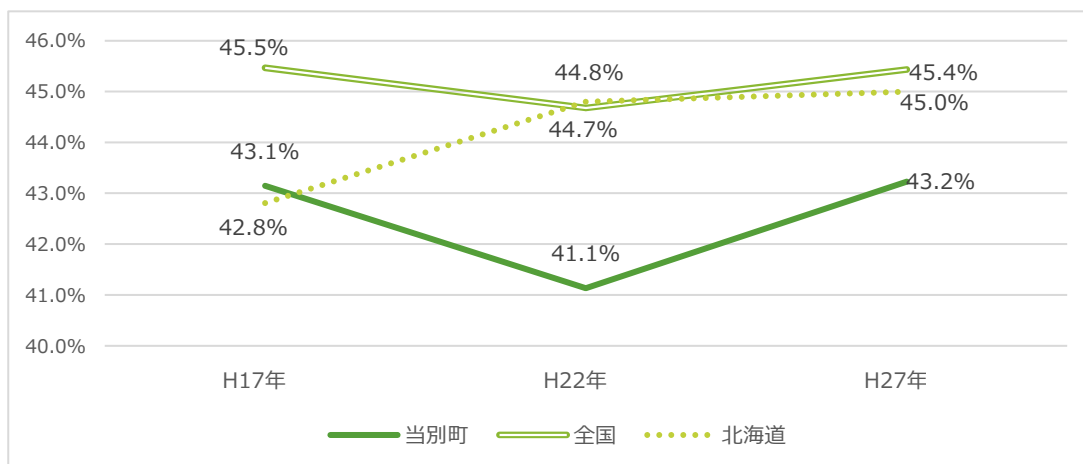
資料：国勢調査

3 女性の就業状況

平成17年から平成27年の当別町における女性の就業率の推移をみると、平成22年に落ち込むものの、平成27年には回復しています。

また、全国値・北海道値と比較すると、いずれも当別町の方がやや低く、平成27年時点では43.2%となっています。

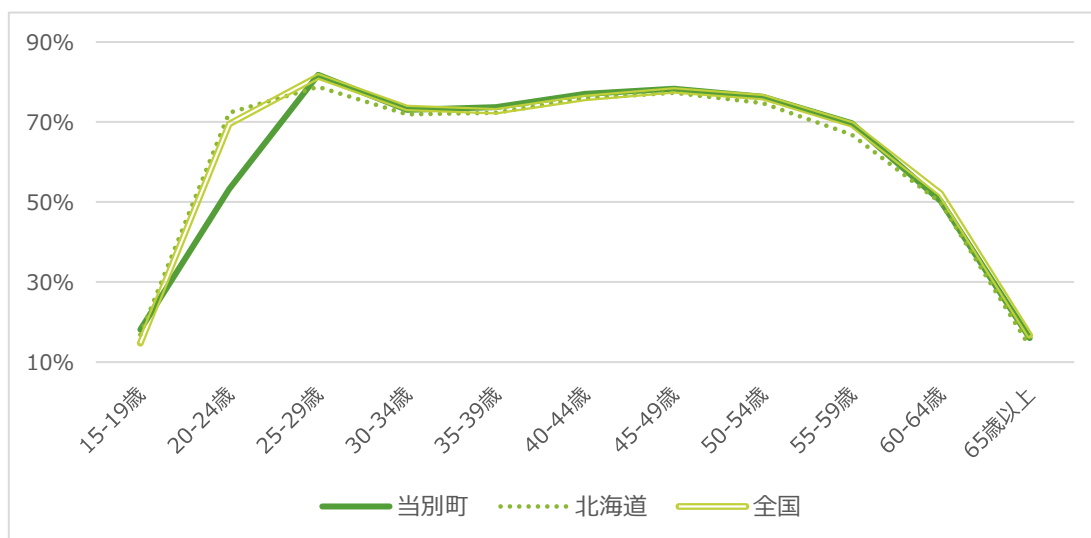
女性の就業率の推移



資料:国勢調査

国勢調査によると、当別町の女性の年齢別（5歳階級）労働力率は、20-24歳を除き、おおむね全国値・北海道値と同様の傾向となっており、ゆるやかなM字カーブとなっています。

女性の年齢別（5歳階級）労働力率（平成27年）

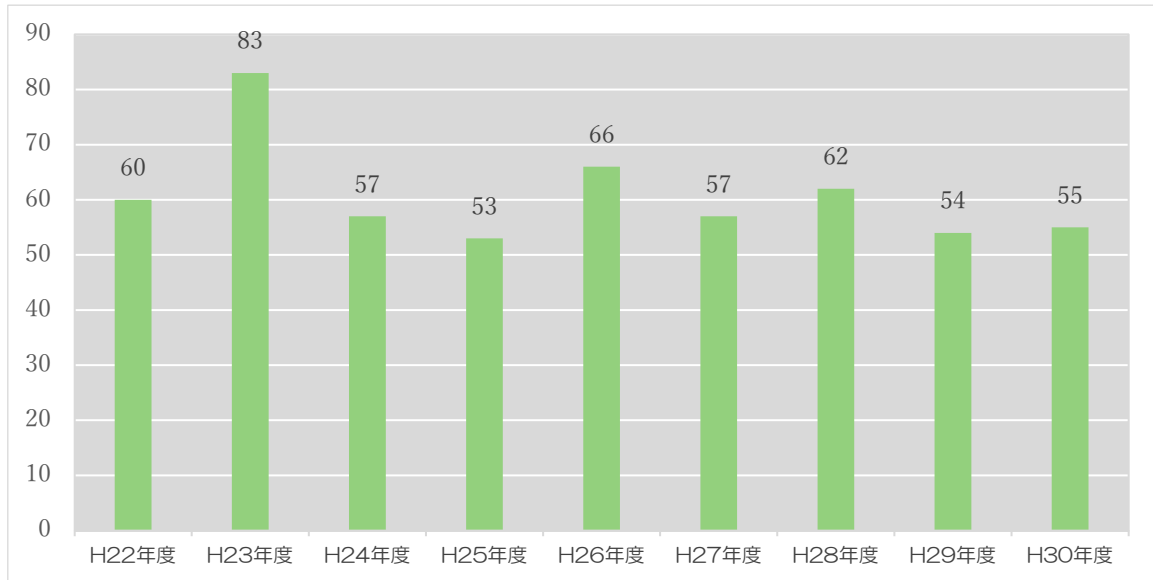


資料:国勢調査

4 出生の状況

平成 22 年度から平成 30 年度の当別町における出生の状況をみると、出生数は微減傾向となっています。

出生数の推移

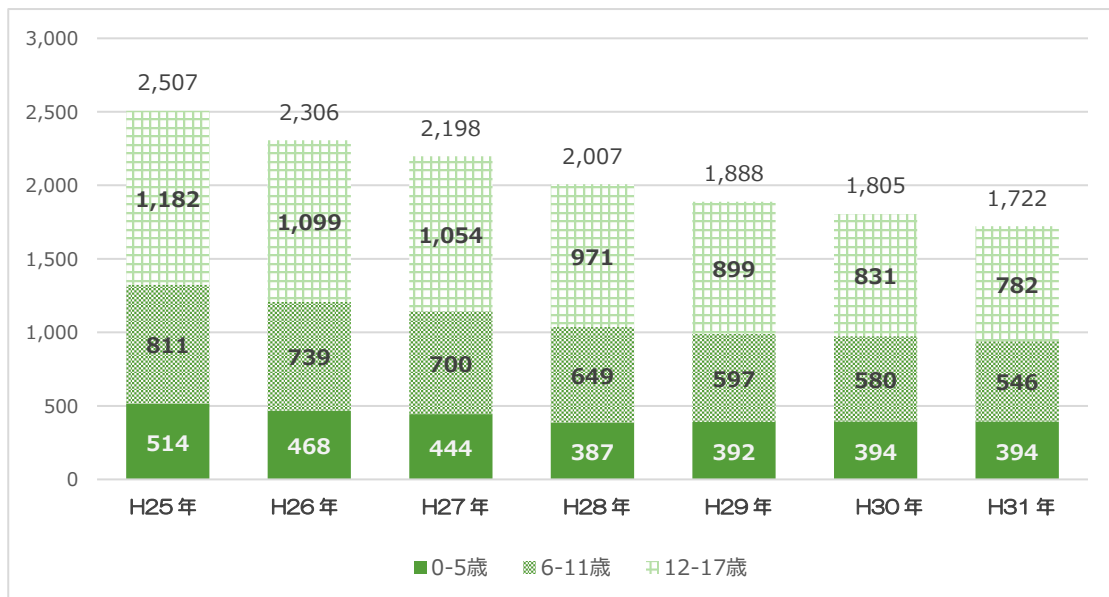


資料:住民基本台帳

5 児童数の状況

0～17歳の児童数は、平成31年において1,722人です。このうち、就学前児童数は394人、小学生児童数は546人、12～17歳の児童数は782人となっています。小学生及び12～17歳の児童は、平成25年以降の推移で見ると、減少傾向にあります。

なお、就学前児童数は、平成28年以降横ばい状態となっています。



資料:住民基本台帳(4月1日現在)

第2節 アンケート調査結果からみた子育て環境について

◇◇調査の目的◇◇

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定にかかる基礎データを得るために、家庭における子育てに対する生活実態や意識などのアンケート調査を実施しました。

◇◇調査の概要◇◇

令和元年5月に実施し、就学前児童世帯用・小学生世帯用の2種のアンケートを以下の対象者に実施しました。

それぞれの回収率は以下の通りです。

調査対象	調査数	調査方法	有効回収※票数と有効回収率
就学前児童世帯(保護者)	306人	郵送配布・回収	119(38.9%)
小学生世帯(保護者)	433人	郵送配布・回収	157(36.3%)

※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

●調査期間

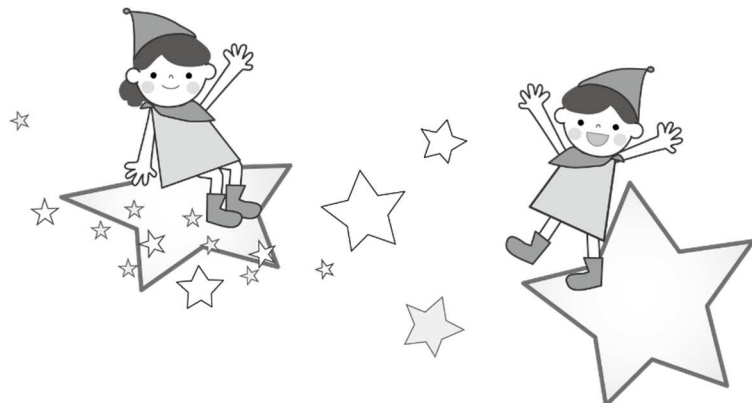
令和元年5月10日～令和元年5月27日

●調査方法

調査は、国が定めた調査項目に町独自の設問を設けた調査票により実施しました。配布・回収は、いずれも郵送にて実施しました。

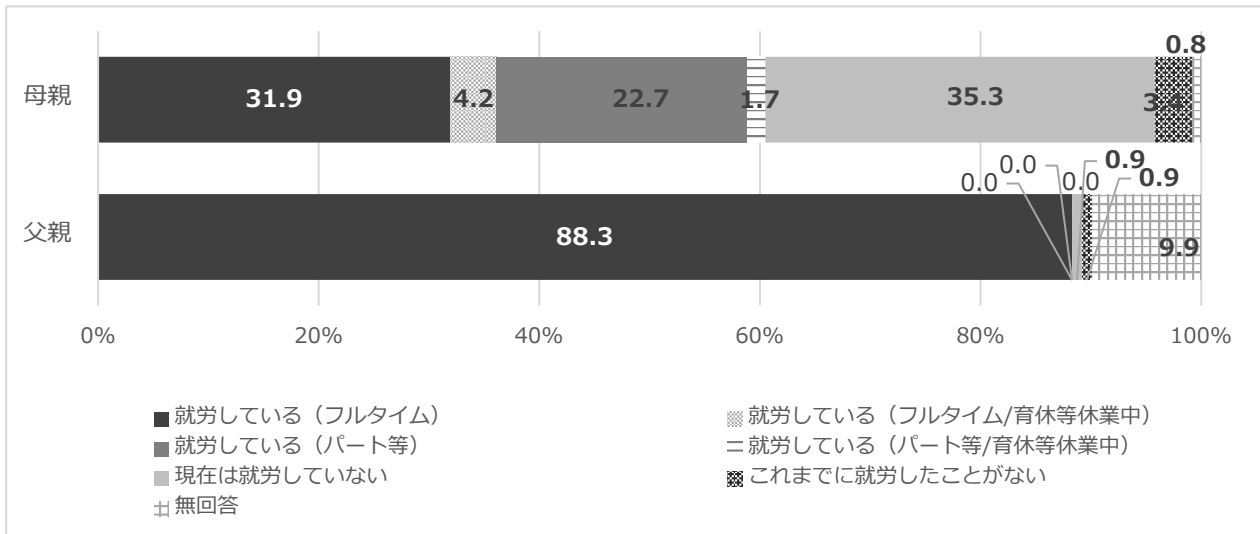
●調査対象者

0歳から小学6年生までの児童のいる町内全世帯の保護者。



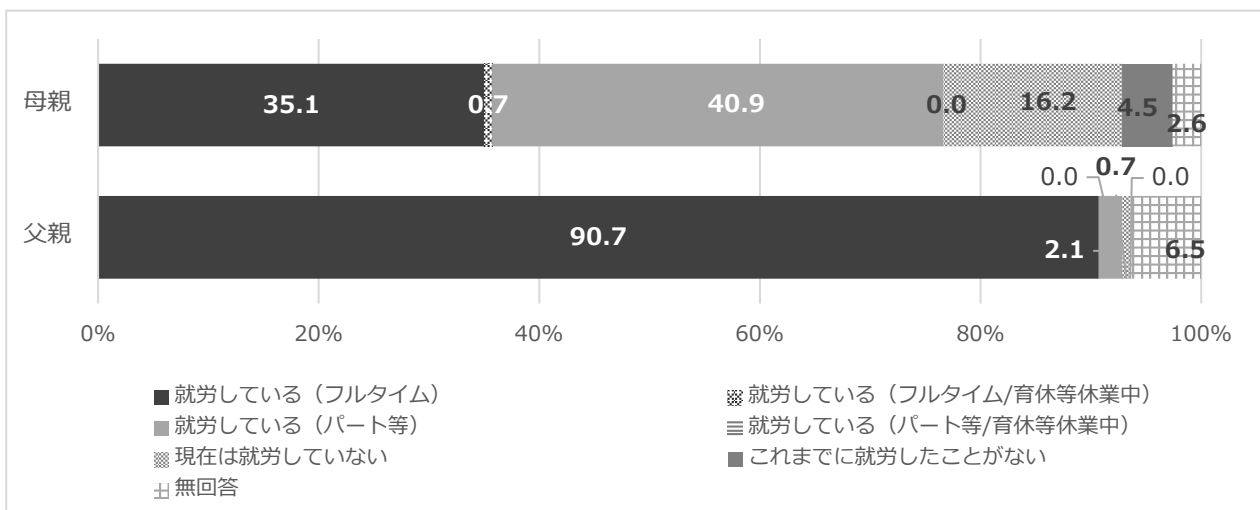
1 保護者の就労状況について

◆保護者の就労状況（就学前／父親：111人、母親：119人）



就学前児童保護者の就労状況について、母親は産休・育休・介護休業中の保護者も含めると「フルタイムで就労している」が36.1%ともっとも多く、ついで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が35.3%となっています。また、父親は「フルタイムで就労している」が88.3%ともっとも多くなっています。

◆保護者の就労状況（小学生／父親：140人、母親：154人）

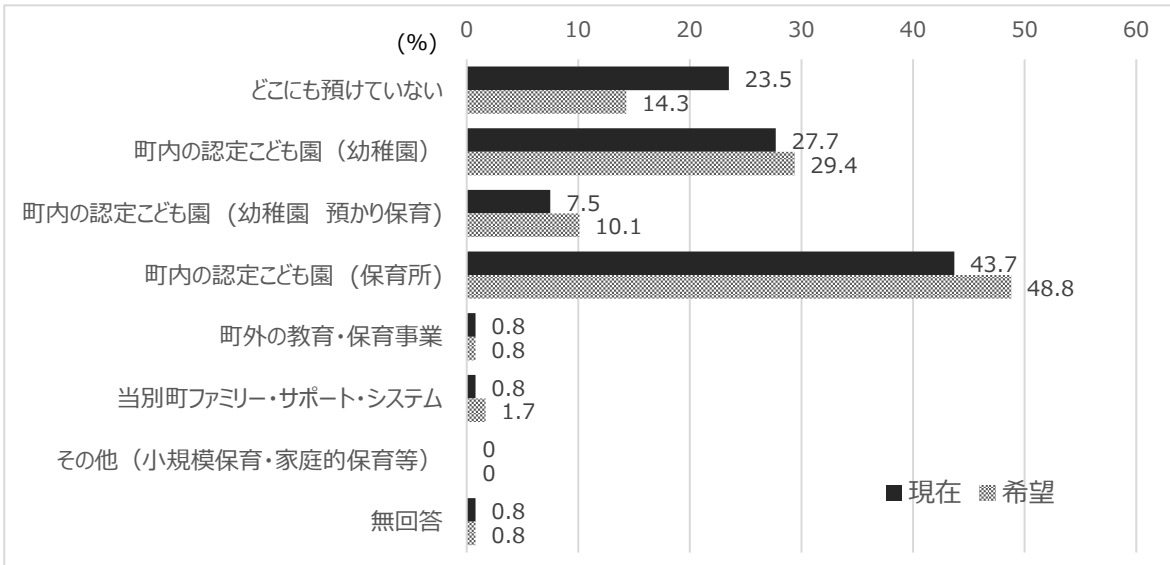


小学生保護者の就労状況について、母親は産休・育休・介護休業中の保護者も含めると「パートタイム等で就労している」が40.9%ともっとも多く、ついで「フルタイムで就労している」が35.8%となっています。また、父親は「フルタイムで就労している」が90.7%ともっとも多くなっています。

就学前児童保護者と小学生保護者を比較すると、就労していない母親の割合が38.7%から20.7%へ、18.0ポイント減少しています。

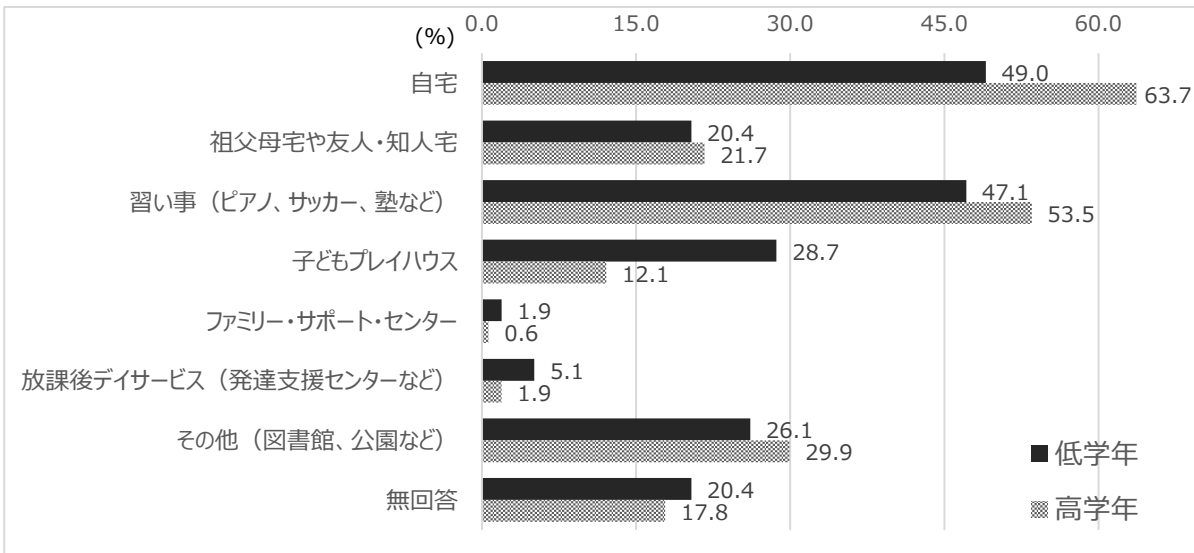
2 教育・保育事業の利用状況について

◆教育・保育事業の利用状況と、今後の希望（就学前のみ／n=119）



教育・保育事業の現在の利用状況と今後の希望について、いずれももっとも多い回答が「町内の認定こども園（保育所）」で43.7%となっています。現在の利用と今後の希望のギャップをみると、「町内の認定こども園（保育所）」は5.1ポイントの差があり、利用ニーズが高いことがうかがわれます。

◆放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか（小学生のみ／n=157）



放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年時の希望はもっとも多い回答が「自宅」で49.0%、ついで多い回答が「習い事」で47.1%となっています。また高学年時の希望も同様の傾向で、もっとも多い回答が「自宅」で63.7%、ついで多い回答が「習い事」で53.5%となっています。子どもプレイハウスは、子どもが低学年のときに利用したいというニーズが高いことがうかがわれます。

3 子どもの生活の現状について

◆おさんは、家族と一緒に食事をしているか

ほぼすべてのご家庭において、毎日ご家族一緒での食事がされています。

	就学前児童保護者		小学生保護者	
	人数	%	人数	%
ほぼ毎日一緒に食事をしている	109	91.6	146	93.0
週に4、5日は一緒に食事をしている	3	2.5	3	1.9
週に2、3日は一緒に食事をしている	1	0.8	4	2.5
週に1日は一緒に食事をしている	1	0.8	0	0.0
ほとんど一緒に食事をしていない	2	1.7	1	0.7
無回答	3	2.6	3	1.9
全体	119	100	157	100

◆家庭学習の頻度（小学生のみ）

もっとも多い回答が「ほぼ毎日」で70.7%、ついで多い回答が「週に4～5日」で17.8%となっています。また、1日の家庭での学習時間（塾等、学校の授業以外での学習を含む）は平均で1.0時間となっていました。

	人数	%
ほぼ毎日	111	70.7
週に4～5日	28	17.8
週に2～3日	7	4.5
週に1日	5	3.2
まったくしない	6	3.8
無回答	0	0.0
全体	157	100

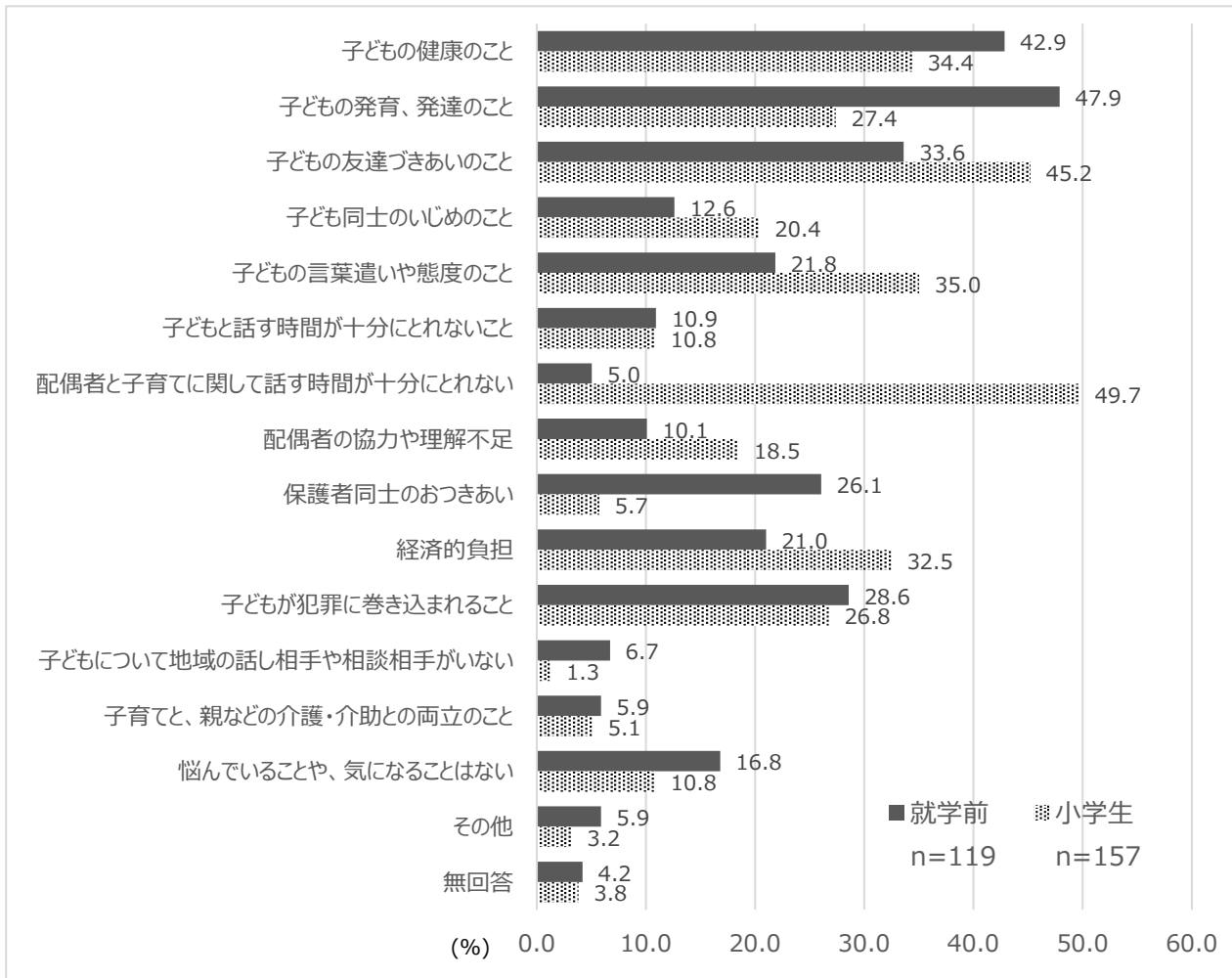
◆家のお手伝いの頻度（小学生のみ）

もっとも多い回答が「週に2～3日」で34.4%、ついで多い回答が「週に1日以下」で25.5%となっています。

	人数	%
ほぼ毎日	36	22.9
週に4～5日	14	8.9
週に2～3日	54	34.4
週に1日以下	40	25.5
まったくしない	12	7.7
無回答	1	0.6
全体	157	100

4 子育ての状況について

◆子育てに関する悩み



子育ての悩みについて、就学前児童保護者では、もっとも多い回答が「子どもの発育・発達のこと」で47.9%、ついで多い回答が「子どもの健康のこと」で42.9%となっています。

小学生保護者では、もっとも多い回答が「配偶者と子育てに関して話す時間が十分にとれないこと」で49.7%、ついで多い回答が「子どもの友達つきあいのこと」で45.2%となっています。

項目別にみると、未就学児童保護者は発達・健康などを悩みに感じる割合が高いのに対して、小学生保護者は子どもの交流や態度などを悩みに感じる割合が高く、子どもの成長に従ってコミュニケーションに関する悩みが多くなるという傾向がうかがわれます。

◆子育てに関する情報

子育てに関するどのような情報がほしいかについて、就学前児童保護者では、もっとも多い回答が「子ども向けイベント行事の情報」で77.3%、ついで多い回答が「公園や遊び場の情報」で68.9%となっています。

小学生保護者では、もっとも多い回答が「医療機関の情報」で62.4%、ついで多い回答が「小学校等の情報」で53.5%となっています。

	就学前児童保護者		小学生保護者	
	件数 (複数回答可)	%	件数 (複数回答可)	%
子どもの育児やしつけの情報	41	34.5	22	14
子ども向けイベント行事の情報	92	77.3	78	49.7
医療機関の情報	77	64.7	98	62.4
公園や遊び場の情報	82	68.9	69	43.9
子どもの発達や障がいの情報	25	21	13	8.3
子ども連れで行ける飲食店の情報	69	58	33	21
幼稚園や保育所、認定こども園の情報	45	37.8	15	9.6
小学校等の情報	34	28.6	84	53.5
学習塾など習い事の情報	63	52.9	65	41.4
少年団等サークルの情報	41	34.5	36	22.9
その他	4	3.4	3	1.9
特に必要はない	4	3.4	7	4.5
無回答	2	1.7	1	0.6
全体数	[119人]		[157人]	

5 当別町の子育て環境について

◆子育てをする中で重要と思われる支援・対策（就学前児童保護者）

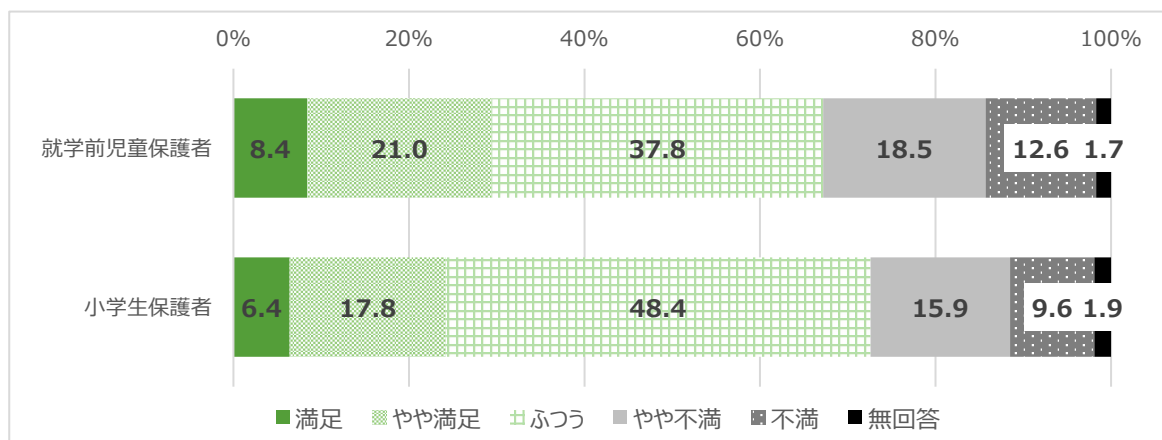
子育てをする中で重要と思われる支援・対策について、もっとも多い回答が「小児科など子どもの医療の充実」で63.0%、ついで多い回答が「屋内遊戯施設など屋内活動場所の充実」で35.3%となっています。

	件数(複数回答可)	%
子育てに関する相談受付体制の強化	10	8.4
地域における子育て支援の充実	23	19.3
子育て支援のネットワークづくり	7	5.9
妊娠・出産に関する支援	14	11.8
子どもの教育環境の整備・充実	24	20.2
仕事と家庭生活を両立させる支援	34	28.6
いじめや虐待防止に向けての取り組み	11	9.2
保育等のサービスの充実	28	23.5
公園など野外の活動場所の充実	41	34.5
屋内遊戯施設など屋内活動場所の充実	42	35.3
小児科など子どもの医療の充実	75	63.0
子どもを狙った犯罪や事故の減少	19	16.0
その他	2	1.7
無回答	1	0.8
全体数	[119人]	

◆当別町の子育てのしやすさ・満足度（就学前／n=119 小学生／n=157）

就学前児童保護者の当別町の子育てのしやすさ・満足度について、もっとも多い回答が「ふつう」で37.8%、ついで多い回答が「やや満足」で21.0%となっています。

小学生保護者の当別町の子育てのしやすさ・満足度について、もっとも多い回答が「ふつう」で48.4%、ついで多い回答が「やや満足」で17.8%となっています。



第3節 統計とアンケートから見えてくる課題

国の出生数は平成30年に91万8,400人となり、昭和22年以降、過去最低となっています。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率は、全国値で平成29年は1.43となり、前年より低下したものの、過去最低となった平成17年の1.26を底として微増傾向が続いています。しかし、将来にわたって人口を維持するために必要とされる2.08をいまだ大きく下回り、少子化の進行は、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとする社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。このような背景には、非正規雇用の増加など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。

当別町においても同様の傾向が見られ、少子高齢化が進行しています。各家庭においてもニーズが多様化しており、地域全体・社会全体で子どもとその親を育む仕組みづくりが求められています。本計画においても、第1期計画から引き続き、より一層子育て支援環境の充実に取り組んでいくこととします。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

子どもは「未来の夢」、「次世代の希望」であり、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは、子どもを持つ家庭のみならず、すべての町民の『願い』であり、また大きな『喜び』でもあります。

未来を担う子どもには、人としての権利や自由が尊重される中で、健やかに生まれ育まれる環境が必要です。

子育ての基本である家庭とともに、地域社会全体で子育てを共有し、支援できる体制を整備し、親が誇りや自信を持って子育てができるまちづくりを進めます。

子育て支援の視点から見たまちづくりを推進するにあたっての基本理念として、当別町子育て行動計画（前期：平成17年～21年 後期：平成22年～26年）を通しての取り組みを、第1期計画同様、第2期計画でさらに高めていくため、子育て行動計画の基本理念を継承し、施策を展開していきます。

■基本理念

「子どもの未来 みんなで築くまちづくり」



第2節 施策の体系

1 計画の基本目標

当別町子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、基本理念「子どもの未来 みんなで築くまちづくり」を実現するため、これまで推進してきた計画の基本的な考え方を継承し、次の6つの基本目標を掲げます。

■ 基本目標 ■

1. 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

家庭は子どもが健やかに育つ基本的な場であり、子育ての主体者である保護者が家庭の状況や子どもの発達に応じた子育てができるよう、親と子の健康づくり、子育て支援センターの充実、経済的支援など、家庭における子育てを支援します。

2. 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり

共働き世帯が増え、就労形態が多様化する中、子育てと仕事が両立できるよう、多様な保育サービスの提供、放課後児童対策の充実、子育てに配慮した職場環境の整備促進など、子育てと仕事の両立を支援します。

3. 子どもや子育てに優しい生活環境づくり

子どもたちがすこやかにのびのびと生活し、安心していきいきと遊ぶことができるよう、公共施設、公園、安全な道路環境の整備など、子どもや子育てに優しい環境づくりに努めます。また、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

4. 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり

「社会を背負う、世界にも通用する「知・徳・体」を備えた人」の育成を目指し、多様な体験的学習を充実し、地域で人々のふれあいを通して、人を思いやる「やさしさ」を身につけるとともに、健康でたくましい体を育むことができるよう、学校、家庭、地域の連携を図り、総合的な教育と健全育成を推進します。

また、当別町固有の豊かな自然環境を生かした教育や豊かな知性・情操を育てる教育を促進します。

5. 子どもや子育てに関する意識づくり

女性の出産、子育てに対する不安や負担が軽減されるよう、家庭における男女共同参画の考え方を普及していくとともに、地域全体で子どもを育てる意識づくりを進め、子育て家庭への支援の輪を広げていくよう努めます。

6. 子どもの権利を尊重する意識づくり

子ども一人ひとりの利益が最大限尊重されるよう、「児童の権利に関する条約」、「児童虐待防止」の普及・啓発、子どもの視点や意見をまちづくりに反映させる取り組みを進めるなど、子どもの権利を尊重する社会の育成に努めます。

2 主要施策と具体的施策

先に掲げた6つの基本目標をより具体的に推進するため、次のとおり「主要施策」と「具体的施策」を設定し、子育てに関する事業を実施していきます。

また、「人口減少」や「少子化」の問題については、当別町のみならず、全国的な喫緊の課題であるとの認識のもと、国では『地方創生』を掲げ、「人口減少対策」や「少子化対策」などへ積極的に取り組む市町村への支援を実施する考えを示しているところです。

なお、平成27年度には当別町で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されており、令和2年度からは「まち・ひと・しごと創成総合戦略」を包含した「当別町第6次総合計画」において「子ども・子育て支援」に関する施策を掲げています。

基本理念 子どもの未来 みんなで築くまちづくり	
基本目標	
主要施策	具体的施策
(1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	
1) 親と子の健康を守る体制の充実	① 健康診査・予防接種の充実
	② 健康相談・健康教育の充実
2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実	③ 医療体制と情報提供の充実
	① 保護者のリフレッシュや社会活動の支援
3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実	② 保護者の交流機会の充実
	① 子育てに関する相談体制の充実
4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実	② 子育てに関する情報提供の充実
	① 障がい児や発達に遅れ、不安のある子どもがいる家庭への支援の充実
5) 経済的支援	② ひとり親家庭などへの支援の充実
	① 医療費などの支援の充実
(2) 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり	
1) 多様な教育・保育サービスの充実	① 教育・保育環境の充実
	② 多様な保育事業の充実
2) 放課後における児童の健全育成事業の充実	① 子どもプレイハウスの充実
	② 障がい児の放課後児童対策の充実
3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備	① 働き続けることができる環境の整備促進
(3) 子どもや子育てに優しい生活環境づくり	
1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保	① 地域の活動拠点の確保
	② 公園・緑地などの整備の推進
	③ 居場所づくりの充実
2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり	① 子どもや子育てに配慮した施設整備の推進
	② 安心して外出できる交通機関の確保
	③ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

基本目標	
主要施策	具体的施策
(4) 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり	
1) 就学前教育の充実	① 就学前教育の充実
2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実	① 教育・相談体制の充実
	② 関係機関の連携の強化
	③ 学校施設・設備の整備
3) 多様な活動・体験機会の確保	① P T A 活動の推進
	② スポーツ活動の推進
	③ 文化活動の推進
	④ 地域活動の促進
(5) 子どもや子育てに関する意識づくり	
1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化	① 地域の子育て支援
	② 男女共同参画による子育ての促進
(6) 子どもの権利を尊重する意識づくり	
1) 児童の権利を尊重する社会の育成	① 「児童の権利に関する条約」の普及及び児童虐待対応の強化

これらの施策のうち、子ども子育て支援法において定めのある教育・保育事業、地域子ども子育て支援事業については、量の見込みと確保方策を第4章に記述します。

また、具体的な施策への取り組み内容等については、「第5章 包括的子育て支援施策」において記述します。



第4章 事業量と確保策

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

当別町には現在、中学校が2校、小学校が2校、認定こども園が2園あります。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、一方で弾力的な運用が難しいものとなります。当別町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。

当別町の教育・保育施設

中学校	当別中学校
	西当別中学校
小学校	当別小学校
	西当別小学校
認定こども園	認定こども園当別夢の国幼稚園
	認定こども園おとぎのくに



第2節 子どもの人口の見通し

平成31年4月1日現在の住民基本台帳に基づく本町の児童人口（0～11歳）は940人で、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、令和2年には912人に、令和6年には768人になり、5年間で144人程度の減少が見込まれます。

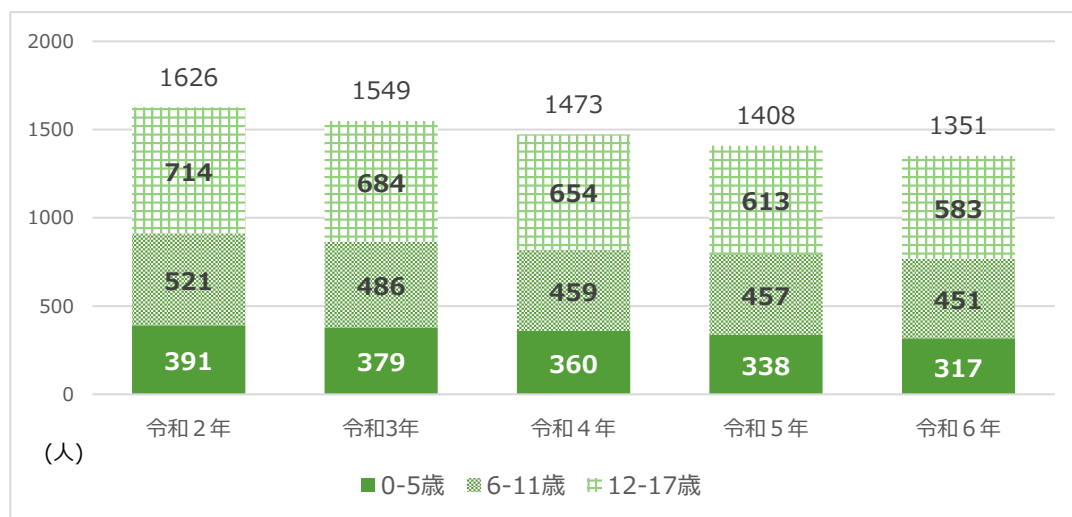
また、0～18歳の児童人口で見ると、275人程度の減少が見込まれます。

※令和5～6年について、令和4年7月に見直し

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	50	48	46	52	50
1歳	55	53	51	60	59
2歳	65	58	56	67	67
3歳	72	68	60	50	72
4歳	76	76	72	81	53
5歳	73	76	75	66	82
0-5歳合計	391	379	360	376	383
6歳	66	76	79	78	71
7歳	73	66	76	81	77
8歳	80	73	66	81	82
9歳	81	81	74	71	85
10歳	108	82	82	82	72
11歳	113	108	82	87	81
6-11歳合計	521	486	459	480	468
0-11歳合計	912	865	819	856	851
12歳	92	112	107	85	89
13歳	116	91	111	107	85
14歳	111	117	92	116	106
15歳	121	110	116	94	115
16歳	135	120	109	118	94
17歳	139	134	119	112	118
総計	1626	1549	1473	1488	1458

資料：平成27年～平成31年の住民基本台帳人口をもとに算出した推計値。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。



第3節 幼児期の教育・保育の見込量及び確保策

1 見込量

子ども・子育て支援サービスの見込量については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、令和元年5月実施のニーズ調査結果から算出しました。

ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込量の標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、地域の当別町の実情を鑑み、一部補正を行ったものを見込量としています。

[量の見込みを算出する項目]

	対象事業	対象児童年齢等
1	1号認定：幼稚園、認定こども園 ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	2号認定：保育所（園）、認定こども園 ＜就労時間短家庭など、保育短時間利用が想定される家庭＞	3～5歳
	2号認定：保育所（園）、認定こども園 ＜フルタイムの共働き家庭など、11時間以内の保育が必要な家庭＞	3～5歳
3	3号認定：保育所（園）、認定こども園	0歳、1・2歳
4	利用者支援事業	0～5歳
5	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
6	妊婦健診事業	妊婦、胎児
7	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
8	養育支援事業	0歳～18歳
9	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）	0～18歳
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
11	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
12	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳
13	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
14	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生

2 教育・保育施設の現状

①運営状況

当別町には、認定こども園が2園あります。

運営内容は、以下の通りです。

名称	定員	事業者	開園時間
認定こども園 当別夢の国幼稚園	保育:100人 幼稚園:125人	社会福祉法人 高陽福祉会	保育園部:7:30~18:30 (延長保育:18:30~19:30) 幼稚園部:8:30~14:45
認定こども園おとぎのくに	保育:117人 幼稚園:30人	社会福祉法人 高陽福祉会	保育園部:7:30~18:30 (延長保育:18:30~19:30) 幼稚園部:8:30~14:45

②利用状況

平成27年度～平成31年度の教育・保育施設の利用者数については、以下の通りです。

平成27年度以降、年によって増減のばらつきはあるものの、横ばい傾向となっています。定員に対する利用割合は平均で約75%になっています。

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
認定こども園 当別夢の国幼稚園	—	169	173	180	170
夢の国幼稚園	115	—	—	—	—
夢の国保育園	81	—	—	—	—
認定こども園 おとぎのくに	—	—	—	—	105
ふとみ保育所	90	72	75	79	—
合計	286	241	248	259	275

単位:人 ※実績は各年4月1日

3 量の見込み（教育・保育施設）

町内に居住する子どもの教育・保育施設の利用者数の見込量は、以下のとおりです。

■教育・保育の量の見込みと提供量（4月1日時点）

※赤字箇所について、令和4年7月に見直し

※青字箇所について、令和5年2月に見直し

	推 計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①1号認定子ども（3歳以上保育の必要性なし）	106	105	101	129	136
②2号認定子ども （3～5歳、幼稚園利用希望者）	9	9	8	2	2
幼稚園利用希望（①+②）A	115	114	109	131	138
提供量 B	155	155	155	165	180
過不足（A－B）	40	41	46	34	42
③2号認定子ども （3～5歳、保育所等利用希望者）	93	92	87	91	95
④3号認定子ども（0歳）	5	4	4	20	20
⑤3号認定子ども（1，2歳）	59	54	52	74	74
保育利用（③+④+⑤）A	157	150	143	185	189
提供量 B	217	217	217	228	263
過不足（A－B）	60	67	74	43	74

単位：人

4 提供体制と確保の内容、幼児教育・保育の質の向上について

計画期間を通し、教育・保育施設の利用率は微増傾向となっている一方、町全体の就学前児童数の見込みが微減傾向にあることから、全体として教育・保育施設利用児童は今後微減が続くことが予想されます。

0歳児から2歳児までの保育需要が増加傾向にあることや保育に係るニーズが多様化してきていることに加え、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響など、見込み量が変化する要因もありますが、認定こども園当別夢の国幼稚園と認定こども園おとぎのくにの2園の定員数によって提供量は充足しており、現行の量を確保しつつ、柔軟に対応していくこととします。

また、保育体制の安定を目指し保育教諭等の確保対策を推進するとともに、幼児教育・保育の質の向上に資するよう「保育教諭等に対する研修機会の充実等による資質の向上」「認定こども園と小学校との円滑な接続の推進」「認定こども園に対する北海道と連携した指導監査」「より良い運営を目指した運営改善」などを実施し、「教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置」についても町内認定こども園と連携・協議をする中で検討していきます。なお、これまで実績はありませんが、今後、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児や家庭があった場合には、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している人などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

現在、当別町においては、福祉部において子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健型利用者支援事業を実施することで妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っています。また、子育て支援センターや子ども発達支援センターでも子育てや子どもの発達に係る相談などに対応しており、当該事業については、充足していると考えられるため、現行体制・機能を維持しつつ質の向上に努めていくこととします。

①現状

母子保健型	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業実施数	0か所	1か所	1か所	1か所

②量の見込みと確保方策

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児や未就学児童のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う事業です。

当別地区では当別町総合保健福祉センターゆとろ内、太美地区では認定こども園おとぎのくに内すみれルームの2箇所を拠点に事業を展開しており、乳幼児を中心とする児童と保護者の活動・交流の場として広く利用されています。

①現状

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数の推移 (年間のべ利用)	4,469 人回	4,144 人回	5,855 人回	5,655 人回

②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間のべ利用)	5,253 人回	4,913 人回	1,410 人回	2,350 人回	3,290 人回
②確保の内容	2カ所 5,253 人回	2カ所 4,913 人回	2カ所 4,728 人回	2カ所 4,542 人回	2カ所 4,295 人回

認定こども園（保育認定）などへ通所していない未就園の乳幼児及び保護者にとって、地域社会へ交流を持つための事業という意味で社会的な意義も大きいことから、利用促進のため、引き続き周知に努めます。また、相談業務の充実を図り、保護者の子育てへの不安や体力的・精神的な疲労感の緩和ができるよう、子育て支援センターと保健師が連携し、きめ細かな子育て相談対応や支援を実施していきます。

3 妊婦健診事業

妊婦健診については、すべての妊婦に対し、14回分の妊婦健診と6回分の超音波（エコー）検査費用助成を実施しています。引き続き妊婦健診費用等の助成を実施し、妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう努めます。

①現状

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用人数の推移	90 人	102 人	83 人	86 人

②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年に7月見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	88 人	84 人	92 人	88 人	85 人
②確保の内容	88 人	84 人	92 人	88 人	85 人

※（見込み算出法）各年の推計0歳児数を参考とし算出。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師などが訪問し、母子の健康状況の確認、育児に対する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

引き続き、乳児のいる全ての家庭訪問を実施し、母子の健康推進と乳児の健やかな成長を支援していきます。

①現状

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用人数の推移	58 人	50 人	60 人	57 人

②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	54人	51人	54人	52人	50人
②確保の内容	54人	51人	54人	52人	50人

※（見込み算出法）将来児童数（各年0歳児）より算出。

5 養育支援訪問等事業

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要と認められる家庭に対して、専門的な訪問指導を継続的に実施する事業です。

当別町では、支援を必要とする家庭に対し、保健師と子育て支援センターなど関係機関が連携して適切な支援を実施しており、今後もきめ細やかな支援の充実を図っていきます。

また、要保護児童等に対する支援については、必要に応じ、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議し、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うほか、児童虐待問題についての町民啓発を強化していきます。

①現状

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施人数の推移	3人	4人	5人	2人

②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4人	4人	1人	1人	1人
②確保の内容	4人	4人	4人	4人	4人

※（見込み算出法）実績値、社会要因を総合して算出。

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があり、ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の範囲で養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

①現状

当別町においては、令和3年度から実施しています。

②量の見込みと確保方策

※令和3年度から実施し、令和4～6年度について令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	2人日	1人日	1人日	1人日
②確保の内容	0人日	2カ所 4人日	2カ所 4人日	2カ所 4人日	2カ所 4人日

アンケート調査による推計では、量の見込みはありませんが、児童保護の側面もある事業であることから、関係機関・施設等と連携しながら、ファミリー・サポート・システムなどの他事業での対応を含め検討します。

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センターは、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する人（利用会員）と、援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

①現状

当別町においては、「当別町ファミリー・サポート・システム」の事業名で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数の推移 (週当たり延べ利用)	7人日	5人日	2人日	4人日

②量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (週当たり延べ利用)	5人	5人	5人	5人	5人
②確保の内容 (週当たり延べ利用)	1カ所 10人日	1カ所 10人日	1カ所 10人日	1カ所 10人日	1カ所 10人日

未就学児童のニーズについては、一時預かり事業と一体となった提供を検討するため、本項目では就学児童についてのみの見込みと確保方策を記載します。

就学児童については、現行体制（ファミリー・サポート・システム）で充足しており、今後も現行体制を維持し対応していくものとします。



8 一時預かり事業

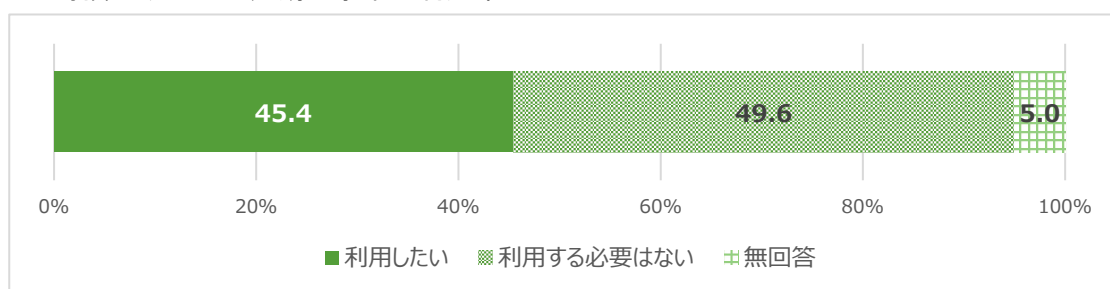
一時預かり事業は、乳幼児について、主に昼間に幼稚園その他の場所において、一時的に預かる事業です。

①現状

当別町においては、認定こども園在園児に対する「幼稚園型一時預かり事業」は認定こども園当別夢の国幼稚園と認定こども園おとぎのくににおいて実施しております。

また、未通園児を対象とした「一般型一時預かり事業」は、認定こども園おとぎのくににおいて実施しております。アンケート調査結果では就学前児童保護者の45.4%が利用を希望しており、潜在的な需要もあるものと推察されることから、適切な事業量の評価が必要となります。

◆一時預かりなど不定期の事業の利用希望



資料: 当別町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書(令和元年7月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり事業【幼稚園型】	4,623 人日	3,986 人日	3,314 人日	3,795 人日
一時預かり事業【一般型】	543 人日	921 人日	1,251 人日	829 人日

②量の見込みと確保方策

認定こども園在園児対象の一時預かり（幼稚園型）については、現行体制で充足しており、今後もこの体制での提供を維持することとします。また未通園児を対象とした一時預かり（一般型）は、認定こども園おとぎのくとファミリー・サポート・システムにより充足しており、今後も両サービスを臨機応変に提供できる体制を維持します。

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

幼稚園型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用)	3,932 人日	3,914 人日	9,823 人日	9,042 人日	9,501 人日
②確保の内容 (認定こども園2園)	2カ所 8,320 人日	2カ所 8,320 人日	2カ所 10,000 人日	2カ所 10,000 人日	2カ所 10,000 人日
一般型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用)	1,019 人日	988 人日	1,365 人日	1,372 人日	1,398 人日
②確保の内容 (認定こども園おとぎのくに、ファミリー・サポート・センター)	1カ所 1,530 人日	1カ所 1,530 人日	1カ所 1,530 人日	1カ所 1,530 人日	1カ所 1,530 人日

9 延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するための保育事業で、開所時間 11 時間を超える預かりへの対応がこれに該当します。

当別町においては、町内の認定こども園 2 園において 11 時間を超える預かりを行っており、現行体制の維持により必要量を確保することを基本としたうえで、必要に応じて子育て援助活動支援事業等も利用できる体制を確保します。

①現状

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数の推移 (実利用人数)	69 人	57 人	54 人	67 人

②量の見込みと確保方策

※令和 4～6 年度について、令和 4 年 7 月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実利用人数)	2カ所 83 人 (1,244 人日)	2カ所 81 人 (1,214 人日)	2カ所 52 人 (779 人日)	2カ所 52 人 (779 人日)	2カ所 53 人 (794 人日)
②確保の内容 (実利用人数)	2カ所 83 人 (1,244 人日)	2カ所 81 人日 (1,214 人日)	2カ所 77 人日 (1,154 人日)	2カ所 72 人日 (1,079 人日)	2カ所 68 人日 (1,019 人日)

10 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合、保育所や病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

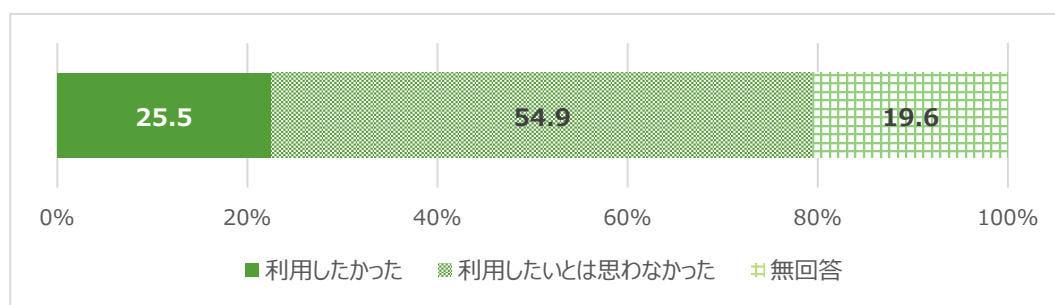
①現状

現在、当別ファミリー・サポート・システムにおいて、病児・病後児を預かる事業を実施しております。ニーズ調査では、未就学の児童においては、この 1 年間で子どもが病気の際、母親の 40.7%、父親の 16.8%が仕事を休んで見ており、そのうちの 25.5%は、病児・病後児保育の利用を希望しています。

◆子どもが病気の際のこの1年間の対応について（未就学児童のうち病気等で認定こども園等を休んだと回答した方のみ）

	回数	%
父親が仕事などを休んだ	19	16.8
母親が仕事などを休んだ	46	40.7
(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	23	20.3
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	19	16.8
病児・病後児の保育を利用した	2	1.8
ベビーシッターを利用した	0	0
当別町ファミリーサポートシステムを利用した	0	0
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0	0
その他	3	2.7
無回答	1	0.9
合 計	113	100

◆病児・病後児保育の利用希望（父親か母親が仕事を休んだと回答した方のみ）



資料: 当別町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書(令和元年7月)

「利用者数の推移」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数の推移 (実利用人数)	ファミサポ 病児対応 1 件	0 人	0 人	0 人

②量の見込みと確保方策

ニーズ量は、当別ファミリー・サポート・システムによる対応で充足させることが可能であり、現行体制を維持することを基本とし対応します。

なお、就労している保護者が安心して子育てができる環境整備に向け、より充実が図られるよう検討していきます。

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(年間)	19 人日	18 人日	5 人日	5 人日	5 人日
②確保の内容 (病児・病後児保育事業)	0 力所	0 力所	0 力所	0 力所	0 力所
②確保の内容 (ファミリー・サポート・センター)	1 力所 200 人日	1 力所 200 人日	1 力所 200 人日	1 力所 200 人日	1 力所 200 人日

11 放課後児童健全育成事業（子どもプレイハウス）

放課後児童健全育成事業（子どもプレイハウス）は、保護者が就労等により昼間家庭にいないなど留守家庭の小学生に対して、学校の余裕教室などで放課後に適切な遊び・生活の場を確保し、その健全育成を図る事業です。

①現状

当別町における放課後児童健全育成事業（子どもプレイハウス）は、現在2カ所で利用対象を小学6年生までとし、運営しております。

クラブ名	所在地	開設時間
当別子どもプレイハウス	元町(当別小学校内)	・平日(月～金曜日) 放課後～18:00(延長 18:00～19:00) ・土曜日、長期休業日(春・夏・冬休み) 学校休業日(行事等の振替休日) 8:00～18:00(延長 18:00～19:00)
西当別子どもプレイハウス	太美町(西当別小学校内)	

※当別子どもプレイハウスは令和4年度開校（予定）の義務教育学校内に移転されます。

利用者数については毎年おおむね横ばいであり、平成31年度は111人の利用となっています。

「利用者数の推移」

子どもプレイハウス利用者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1年生	45	43	24	28	34
2年生	38	37	45	28	27
3年生	29	31	27	30	21
4年生	14	4	10	14	22
5年生	4	3	2	5	3
6年生	0	1	2	1	4
合計	130	119	110	106	111

②量の見込みと確保方策

ニーズ量は、当別子どもプレイハウス、西当別子どもプレイハウスによる利用可能人数と今後の利用見込みを比較しても、現行体制により対応可能であることから、適切な指導員数を配置した中で現行体制を維持していきます。

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

量の見込みと確保方策(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	33	39	—	—	—
量の見込み(2年生)	26	23	—	—	—
量の見込み(3年生)	21	19	—	—	—
量の見込み(4年生)	15	15	—	—	—
量の見込み(5年生)	7	5	—	—	—
量の見込み(6年生)	2	1	—	—	—
①量の見込み合計	104	102	130	130	121
②確保の内容	200	200	200	200	200

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用や子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園（私学助成幼稚園）の給食費（副食費）を助成する事業です。利用する幼稚園等により不平等が生じないように、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の利用に係る低所得世帯の副食費の補足給付については継続実施します。

また、生活保護世帯に対する教材費や行事費等の補足給付事業については、給食費（主食費）の補足給付と合わせ実施します。

①量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2人	2人	1人	1人	1人
②確保の内容	2人	2人	2人	2人	2人

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規事業者に対しては、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、などの支援を行う事業及び、健康面・発達面などにおいて特別な支援が必要な子どもを町内認定こども園で受け入れるための職員加配の促進などを行う事業です。

新規事業者に対する相談・支援については、地域ニーズ等を踏まえ必要に応じて検討します。また、特別な支援が必要な子どもの町内認定こども園での受け入れ促進については、引き続き子どもの健やかな成長を目指し実施します。

①量の見込みと確保方策

※令和4～6年度について、令和4年7月に見直し

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6人	6人	8人	8人	8人
②確保の内容	6人	6人	8人	8人	8人

第5章 包括的子育て支援施策

第1節 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを生き育てられる環境づくり

家庭は子どもが健やかに育つ基本的な場であり、子育ての主体者である保護者が家族の状況や子どもの発達に応じた子育てができるよう、母と子の健康づくり、子育て支援センターの充実、経済的支援など、家庭における子育てを支援します。

■ 主要施策

- 1) 親と子の健康を守る体制の充実
- 2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実
- 3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- 4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実
- 5) 経済的支援

1) 親と子の健康を守る体制の充実

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、親子が健康で安心して暮らせるよう努めます。また、子どもの成長を保障しながら、発達に関する課題等を早期に発見し、治療や療育につながる支援を行います。引き続き、医療機関等と連携の強化を図るとともに小児専門医による診療が可能な医療機関の誘致を含め最適な方法を検討し、子どもの健やかな育ちと安心した子育て環境の充実を図ります。

①健康診査・予防接種の充実

No.	事業	内容
1	妊婦一般健康診査	妊娠届出時に保健師が全妊婦と面接相談を実施します。妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票を6回分発行し、母子にとって安全な分娩と健康な子どもの出生に努めます。
2	妊婦健康診査等交通費助成事業	町内に産科医療機関がないため、妊産婦が安心して出産できる環境の基盤づくりとして、妊婦健診、出産及び産後健診を対象として交通費を助成します。

No.	事業	内容
3	乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診を行います。乳幼児の成長発達を確認し、早期に治療や療育を図るとともに、育児支援や健康的な生活習慣づくりを支えるために、小児科医師、保健師、栄養士、子ども発達支援センター職員による診察と相談の場をつくります。 また、子育て支援センターなど関係機関と協力し、安心して子育てできるよう支援を行います。
4	乳幼児歯科健康診査	1歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診等、健診や保健指導を行うことにより、正しい歯磨き習慣の実践を普及し、むし歯予防に努めます。
5	各種健診の実施	子育て世代の方を対象にフレッシュ健診の他、各種がん検診等を実施します。健診結果により、生活習慣改善のための保健指導を実施します。
6	小児期定期予防接種	感染症予防のため予防接種法に基づき、ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合、MR等の定期予防接種を実施します。 接種率の向上を図るため、受けやすい体制の整備に努めます。また、家庭訪問や乳幼児健診時など対象者には個別に周知する他、町ホームページや広報など周知の強化及び関係者との連携に努めます。
7	小児期インフルエンザ予防接種助成事業	任意予防接種であるインフルエンザ予防接種について、重症化を予防することを目的に接種費用の助成を行います。
8	中学生におけるピロリ菌検査及び除菌治療費等費用助成事業	ヘリコバクター・ピロリ菌を早期に発見し、治療に結び付けることで胃の疾患等のリスクを減らすため、中学校2年生を対象に検査費及び除菌治療費の助成を行います。

②健康相談・健康教育の充実

No.	事業	内容
9	子育て世代包括支援センター事業	全妊婦への家庭訪問を実施し、妊娠・出産・子育ての相談に応じます。必要に応じて医療・福祉等関係機関との連携のもと支援を行います。 5歳児の発達や育児実態を把握し、就学までの相談支援を行う「すくすく相談」を実施します。
10	健康相談	妊娠期から子育て期を健康に過ごせるように、親子の健康の保持増進や育児不安の軽減を図るため、来所面談や電話による個別相談と保健指導を行います。
11	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	新生児期の児と母親へ家庭訪問を行い、母子の健康状態の確認、産後うつ予防と早期発見、母乳育児の推進、育児不安の軽減を図ります。

No.	事業	内容
12	訪問相談	乳幼児健診の事後訪問など、子どもの健康や健やかな成長発達を促すため、家庭訪問による相談と保健指導を行います。
13	健康教育	子どもの健康を守るため、町や教育委員会、学校など関係機関が連携し、健康教育を実施します。
14	食育の推進	離乳の時期から適切な食生活の基本を学ぶ場として、離乳食教室を実施します。また、子育て支援事業や子どもプレイハウスなどで調理体験や講話など食に関する健康福祉出前講座を実施し、食生活の大切さを見直す機会とします。 実施にあたり、食生活改善協議会をはじめとする他機関や関係団体と連携を取りながら推進します。
15	フッ化物洗口	北海道医療大学との連携により、未就学児童及び小学生・中学生に対してフッ化物洗口を実施し、早期からの虫歯予防を推進します。

③医療体制と情報提供の充実

No.	事業	内容
16	医療機関の誘致	地域医療体制確保のため医療機関誘致については、小児専門医による診察が可能な医療機関の誘致活動を積極的に行います。
17	休日・夜間診療	急病に対処するため、近隣市町村や医師会等関係機関との連携を強化しながら、休日・夜間診療体制の確保に努めます。
18	小児の健康や安全を守るための情報提供	よくある小児の疾患の症状や対処方法、事故防止の意識づけと予防方法、新生児股関節脱臼やSIDSなどの疾患の予防方法、予防接種の勧奨、医療機関へのかかり方等について家庭訪問や健康相談の場でのアドバイス、ホームページなどを活用し、情報を提供します。
19	救急医療情報案内の情報提供	医療機関に関する必要な情報や夜間の小児救急電話相談や救急安心センターさっぽろなど病気で困った時に役立つようホームページなどを活用し、情報を提供します。

2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実

核家族やひとり親が増加する傾向にある中で、親自身が赤ちゃんとふれあう経験をもたずに育ったり、ひとりで子育てについての悩みや負担感・不安などを抱えこんだりするケースが増えています。多様なサービスを実施することにより、保護者の悩みの軽減やリフレッシュの機会の提供に努めます。

①保護者のリフレッシュや社会活動の支援

No.	事業	内容
20	リフレッシュ預かりの実施	保護者の育児疲れ解消や私的理由により、一時的に子どもを預けることができる一時預かりの利用促進を図ります。
21	ファミリー・サポート・センターの事業の充実	安心して子育てができるように、子育ての援助を受けたい人と援助を行える人が会員となり、子育てを助け合う会員組織であり、子育て家庭を支援するファミリー・サポート・センター事業の利用促進を図ります。また、ひとり親家庭等の利用支援に取り組みます。

②保護者の交流機会の充実

No.	事業	内容
22	地域子育て支援センター事業の充実	地域の関係機関などとの連携を図りながら、子育て家庭の不安や悩みについての相談をはじめ、あそびの広場や子育て講座・イベントの開催、子育てサークルなどへの支援及び保護者同士や地域住民との交流機会の提供などを行い、地域子育て支援センターの充実及び利用促進を図ります。

3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

育児の悩みや不安は「配偶者」、「親や兄弟」、「隣近所の人、地域の知人」に相談することが多くなっています。保護者の相談が多岐にわたり、専門性も必要とされることから、研修会などに参加して能力の向上に努めるとともに、必要に応じて専門家のアドバイスを受けられる機会の充実に努めます。情報の提供については、子育てマップの作成・配布やホームページ、広報誌により、充実を図ってきました。今後も、すべての家庭が必要な情報を得られるよう子育て情報提供の充実に努めます。

①子育てに関する相談体制の充実

No.	事業	内容
23	子育て支援センター等の相談体制整備	子育て支援センターでは、いつでも気軽に子育ての相談を受けることのできる場と体制の整備に努めます。また、子ども発達支援センターにおいても、相談支援専門員による相談支援事業を実施し相談体制の充実に努めます。
24	児童相談所等との連携強化	児童相談所や認定こども園、学校などとの連携を深め、子どもの健全な育成のための相談や支援体制の充実に努めます。
25	主任児童委員・民生児童委員相談体制の促進	主任児童委員、民生児童委員との連携を図り、地域における相談体制の促進に努めます。

②子育てに関する情報提供の充実

No.	事業	内容
26	子育てガイドブックの充実	妊娠、医療、制度や遊び場、施設等、子どもや子育てに関する情報を掲載した子育てガイドブックの内容充実を図ります。
27	インターネットなどを活用した情報提供の充実	町広報誌やホームページ、ポータルサイトを活用し、子どもや子育てに関する各種講演会や地域活動などの情報を積極的に提供していきます。

4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実

障がいや発達に遅れのある子どもの訓練や指導により発達を促すとともに、障がいのあるなしに関わらず幼児期から子ども同士が交流し刺激しあえる場の充実を図り、物理的、精神的バリアフリーの普及に努め、さまざまな人が共生できる地域づくりに努めていきます。また、支援を必要とする家庭や児童に対して相談や援助体制の充実に努めます。

①障がい児や発達に遅れ、不安のある子どものいる家庭への支援の充実

No.	事業	内容
28	早期療育相談の充実	乳幼児期の障がいの発見から早期療育への適切な移行が行われるよう、教育・保育・福祉・保健・医療など各関係機関と密接な連携を図り、継続的な相談支援体制の充実を図ります。また、成長に対する保護者の「不安や悩みを聞く」体制づくりを促進します。
29	子ども発達支援センターの充実	子ども発達支援センター機能の充実を図り、安心して利用していただける環境を整備していきます。また、指導員の積極的な研修参加等により資質能力の向上に努めます。

No.	事業	内容
30	就学前障がい児への教育・保育の推進	認定こども園での障がい児保育などを通じて、障がい児や発達に遅れのある子どもの教育を推進します。
31	心身障がい児ホームヘルプサービスの充実	日常生活を送るのに著しく支障のある重症心身障がい児、身体障がい児、知的障がい児のいる家庭へのホームヘルパー派遣を充実します。
32	保護者などの交流支援	障がい児や発達に遅れのある子どもの保護者同士が交流する機会を設け、積極的に療育へ取り組むことができるよう支援します。
33	医療的ケア児への支援	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置していきます。

②ひとり親家庭などへの支援の充実

No.	事業	内容
34	母子福祉資金貸付事業の推進	母子・父子家庭などの経済基盤の安定への支援として、生活に必要な資金や修学資金の貸付を推進します。
35	ひとり親家庭への相談体制の充実と医療費助成事業の推進	ひとり親家庭の生活や子どもに関する心配事などについて、母子相談員や家庭児童相談員などと連携し、きめ細やかな対応を図るとともに、医療費助成事業を推進し、子どもの健全育成と福祉の推進を図ります。

5) 経済的支援

子どもを育てる家庭にとって、医療費、養育費や教育費など、経済的負担は大きいものがあり、こうしたことも少子化進行のひとつの要因と言われています。アンケートでは、経済的支援の拡充を求める回答も多いことから、児童手当や幼児教育・保育の無償化などの国の施策に基づく子どもへの支援を実施するほか、町独自の支援策についても検討を進めていきます。

①医療費などの支援の充実

No.	事業	内容
36	乳幼児など医療費助成の推進	乳幼児などの医療費の一部を助成し、疾病の早期発見と早期治療を促進することにより、子どもの健やかな育成を支援します。 なお、町独自の支援策として、令和2年8月より通院医療費助成を拡充し、小学校卒業まで無償（初診時一部負担金のみ）といたします。 また、医療費助成のさらなる拡充については検討を進めていきます。

②教育・保育費などの支援の充実

No.	事業	内容
38	就学前の教育・保育にかかる助成	<p>認定こども園等の保育料について、幼児教育・保育の無償化の対象外となる課税世帯の3歳未満児童第2子にかかる保育料の無償化事業を継続して実施します。</p> <p>また、認定こども園等の教材費や給食費など実費徴収費用への助成は、生活保護世帯を対象に実施します。</p> <p>なお、さらなる支援の拡充についても利用者ニーズを踏まえ検討していきます。</p>
39	就学援助費	<p>小中学校に就学する児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により学用品や給食費などの負担が困難な世帯に対し援助を継続していきます。</p>



基本目標 2 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり

共働き世帯が増え、就労形態が多様化する中、子育てと仕事が両立できるよう、多様な保育サービスの提供、放課後児童対策の充実、子育てに配慮した職場環境の整備促進など、子育てと仕事の両立を支援します。

■ 主要施策

- 1) 多様な教育・保育サービスの充実
- 2) 放課後における児童の健全育成事業の充実
- 3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備

1) 多様な教育・保育サービスの充実

多様化した教育・保育のニーズに応え、子育てをしている人が安心して働くことができるよう、利用しやすいサービスの充実に努めます。また、教育・保育環境の充実に図るため、保育教諭などの研修や施設環境の改善・充実に推進します。

①教育・保育環境の充実

No.	事業	内容
40	認定こども園の教育・保育環境の充実	子ども・子育て支援新制度に基づき、適正な教育・保育環境を整備に努め、保育教諭の確保や保育体制の充実に向けた施策を実施します。 また、幼児教育活動の充実に向け町内認定こども園と連携した取り組みを進めます。
41	保育教諭などの研修参加促進	教育・保育の質の向上の観点から、保育士資格と幼稚園教諭資格の両資格を有する人材が求められており、資格取得に対する支援を行うほか、研修への参加を促進し、保育教諭などのスキルアップを図ります。
42	地域交流事業の実施	認定こども園などの教育・保育施設においては、小・中学校、高校、福祉施設、地域団体などとの連携を図り、地域との交流を深める活動を行っていくとともに、地域全体で子どもを育む気運の醸成を図ります。

②多様な保育事業の充実

No.	事業	内容
43	延長保育の推進	保護者の多様な就労形態（勤務時間）等に対応できるよう、通常の保育時間を超えた延長保育を推進します。
44	一時預かり事業の推進	パート労働などによる不規則な保育ニーズや保護者の傷病などによる短期の緊急保育、子育てのリフレッシュなどに対応するため、一時預かり事業を推進します。
45	障がい児保育の充実	日中、家庭で保育できない障がい児を受け入れ、関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいや発達に応じた保育サービスの充実に努めます。

2) 放課後における児童の健全育成事業の充実

放課後の児童の過ごし方は多様化していますが、時間によっては、家で子どもだけで、あるいは一人で過ごす子どもも見られます。現在実施しているプレイハウスにおいて、学習習慣の定着に向けた取組や多彩なスポーツや体験活動の充実を図り、児童の健全育成を推進します。

①子どもプレイハウスの充実

No.	事業	内容
46	運営・施設・設備の充実	放課後や土曜日、学校休校日に子どもたちが遊びや学習など自主的な活動ができる場を整備すると共に、保護者が、安心して就労できる環境をつくることで子育て支援体制の充実を図ります。また、当別子どもプレイハウスについては、令和4年度の義務教育学校新設（予定）に伴い新校舎に移設します。
47	指導内容の充実	適切な指導員数を確保するとともに、研修機会を充実し、指導内容の質的向上を図ります。また、小学校や保護者との連携を密にし、情報を共有しながら児童への指導内容の充実を図ります。

②障がい児の放課後児童対策の充実

No.	事業	内容
48	社会福祉法人「ゆうゆう」との連携	社会福祉法人「ゆうゆう」との連携を図り、レスパイトサービス（障がい児の一時預かり）や放課後等児童デイサービスなどの各種事業・活動を推進します。

3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備

子育てと仕事を両立させる上で、子どもが病気になったときや急な残業が入ったときなどの対処、子どもと接する時間の少ないことなどが悩みとなっているほか、休暇が取得しづらいなど、職場の「子育て」に対する理解が十分には得られないといったケースも見られます。

子育てと仕事の両立が可能となる職場環境の充実を目指し、育児休業取得の推進、育児に対して理解のある職場環境となるよう、啓発活動を推進します。

①働き続けることができる環境の整備促進

No.	事業	内容
49	仕事と生活の調和の実現	有給休暇や育児休業などが取得しやすい、子育てに対して理解のある職場環境づくりを進めるため、ワークライフバランスに関する啓発に努めます。



基本目標3 子どもや子育てに優しい生活環境づくり

子どもたちがすこやかにのびのびと生活し、安心していきいきと遊ぶことができるよう、公共施設、公園、安全な道路環境の整備など、子どもや子育てに優しい環境づくりに努めます。また、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

■ 主要施策

- 1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保
- 2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり

1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保

子どもたちがのびのびと遊び、当別の自然や歴史・文化などとふれあうような、安全な遊び場の整備を推進します。

また、子どもの目線に立ち、年齢の異なる子どもや心身に不自由のある子どもたちも一緒に遊ぶことのできる空間や機会の確保に努めます。

①地域の活動拠点の確保

No.	事業	内容
50	学校施設の地域開放の推進	地域の親や子どもの活動の場として、体育館やグラウンドなど学校施設の開放に努めます。
51	社会教育施設の活用の推進	地域の子どもの活動場所として、総合体育館、白樺コミュニティセンター、西当別コミュニティセンター、町立図書館（ふくろう図書館）及び分館などの社会教育施設における子どもを対象とした事業を充実するとともに、施設の活用を推進します。

②公園・緑地などの整備の推進

No.	事業	内容
52	公園・緑地環境の整備・充実	公園、緑地など自然を生かした憩いの場や環境の保全・改善及び景観の向上を図るための整備を進め、安全な遊び場を提供するため、遊具等施設の点検整備、修繕などの維持管理を行います。

③居場所づくりの充実

No.	事業	内容
53	土曜日の子どもの居場所の充実	土曜日の子どもの居場所づくりのために、北海道医療大学や地域住民有志等のボランティアと連携し、当別小学校や西当別小学校などを利用した子どもの体験活動を推進します。

2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり

歩行者に配慮した道路の整備や公共交通機関の確保、公共施設のバリアフリー化など、子どもや子育てに配慮した施設整備などにより、子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出し、社会参加できるまちづくり、当別らしいまちづくりを進めます。

①子どもや子育てに配慮した施設整備の推進

No.	事業	内容
54	道路環境の整備・充実	安心して通行・通学できる道路空間を確保するために、歩きやすい歩道などの整備や、街路灯・防護柵・標識などの交通安全施設等の整備を促進します。

②安心して外出できる交通機関の確保

No.	事業	内容
55	公共交通機関の整備	安心して外出ができるように、「地域の足」である公共交通を確保しつつ、デマンド（予約型）バスやバスロケーションシステムの導入等、利便性の向上を図り、持続可能な公共交通体系の構築を推進します。

③子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

No.	事業	内容
56	「子ども110番の家」の設置推進	子どもが危険を感じたり、被害にあった場合に駆け込める「子ども110番の家」の設置を促進するとともに住民への啓発活動の充実に努めます。



基本目標4 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり

多様な体験的学習を充実し、地域で人々とのふれあいを通して、人を思いやる「やさしさ」を身に付けるとともに、健康でたくましい体を育むことができるよう、学校、家庭、地域の連携を図り、総合的な教育と健全育成を推進します。また、当別町固有の豊かな自然環境を生かした教育や豊かな知性や情操を育てる教育を促進します。

■ 主要施策

- 1) 就学前教育の充実
- 2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実
- 3) 多様な活動・体験機会の確保

1) 就学前教育の充実

子どもの成長にとっては、集団での遊びや直接的及び間接的体験を通じて、感性、協調性、社会性など人間形成の基礎を培うことが必要なことから、認定こども園と連携して当別町の幼児教育を推進していきます。また、小学校への就学に向けた、連携・サポートの充実を図ります。

①就学前教育の充実

No.	事業	内容
57	就学前教育の充実 (認定こども園など)	町内認定こども園と連携し読み聞かせや英語あそび、各種スポーツ活動、自然環境を生かした体験活動などをバランスよく取り入れ、遊びを通じた学びの中から子ども達の健全な心と体を育む取組を推進します。 また、特に支援を必要とする子どもへの教育や保育に関し適切な支援を行います。 なお、学びの連続性を踏まえ幼児教育から小学校教育へのスムーズな接続に向け、町内認定こども園と小学校の連携を促進し「幼保小接続プログラム」の推進に努めます。

2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実

自ら考え創造する力を育てる学習指導・豊かな心で実践する力を育てる生徒指導・生命を尊ぶ態度と強い身体を育てる健康安全指導の充実を図り、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成に努めます。

また、学校や家庭、地域、行政が連携し、低年齢化する青少年の犯罪や非行を防ぎ、青少年の健全育成・児童生徒の安全確保に努めます。

①教育・相談体制の充実

No.	事業	内容
58	学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金（学校を核とした地域力強化プラン）を活用した地域学校協働活動本部事業の実施	地域全体で町立学校の活動を支援することにより、地域の教育力活性化と児童生徒の健やかな成長を図ることを目的として、当別町学校支援地域本部運営委員会を設置し、地域学校協働活動本部事業を推進します。
59	基礎学力の取得の促進	学習指導要領に沿った基礎・基本を定着させ「知・徳・体」のバランスのとれた力の育成を図ります。
60	特色ある教育活動の推進	豊かな心を持ち、たくましく生きる人間となるよう地域に親しみ郷土を愛する勤労・伝承体験活動教育、ボランティア教育、国際理解、情報教育など創意に富む特色ある教育活動を推進します。
61	障がいなどのある児童生徒の教育の充実	児童生徒の特性に応じた適正な教育環境を整えるために、特別支援教育を推進し、幅広い交流活動を進めるなど、特別支援教育の充実を図ります。
62	交通安全教育の推進	新入学児童を対象とした交通安全教室、自転車の正しい乗り方などの交通のマナーを指導する交通安全教室など、交通安全教育を推進します。
63	思春期保健対策の充実	子どもの発達段階に応じて、医療機関・保健機関などと連携を深めながら、性や性感染症の教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図っていきます。

②関係機関の連携の強化

No.	事業	内容
64	関係機関連携による相談・指導体制の充実	学校と家庭、地域社会、関係機関と連携し、生徒指導や教育相談体制の充実と問題の未然防止の啓発などに努めます。
65	いじめ・不登校などについての対応の強化	アンケート調査などを通して個に応じた成長への支援を推進します。また、心の成長と心のあり方に関する問題を、解決へ導くスクールカウンセラーの配置や、不登校児童生徒の学校復帰を支援するため適応指導教室への通級を促進します。

③学校施設・設備の整備

No.	事業	内容
66	施設・教材・設備の整備	<p>学校図書や教育教材の充実、教育用コンピュータの整備を図るとともに、教育内容の多様化に対応した多目的スペースや特別教室の整備を進めます。</p> <p>また、当別小学校及び当別中学校は、令和4年度開校（予定）の義務教育学校新設により教育環境の充実を図ります。</p>

3) 多様な活動・体験機会の確保

次代を担う子どもが心豊かに、たくましく生きる人間に成長することを基本とし、学外活動として多世代や異文化と触れ合いながら、個性を伸ばし創造性を育み、自ら学ぶ意欲と自然や郷土文化、地域社会への理解を深めるための体験の場や機会づくりに努めます。

①P T A活動の推進

No.	事業	内容
67	ふれあい活動の促進	<p>親子工作、親子レクリエーション、リサイクル活動、バザー、各種研修会など、親と子、教師、地域住民のふれあいを深めるさまざまな活動を支援します。</p>

②スポーツ活動の推進

No.	事業	内容
68	小学生のスポーツ活動の推進	<p>スポーツ推進委員によるニュースポーツチャレンジ、総合型地域スポーツクラブによるスポーツ教室やスポーツイベントなど、気軽にスポーツに取り組めるよう小学生対象のスポーツ事業を実施するほか、スポーツを通じた青少年の健全育成を促進するために、スポーツ少年団の活動を支援します。</p>
69	親と子のふれあいの機会の拡充	<p>親子で気軽に参加できる活動機会の提供を図ります。</p>

③文化活動の推進

No.	事業	内容
70	ブックスタート、ブックセカンドの実施	10ヶ月健診時、小学校入学時に絵本を寄贈し、読み聞かせ方法や読書の大切さを伝えながら、親子のつながりを深めるきっかけづくりと家族ぐるみで読書習慣を高めていくことを推進します。読み聞かせサークルの協力により、読み聞かせ指導や子育て相談を実施します。
71	子育てを考えるつどいの開催	児童の父母を対象に、子育てやしつけについて学習する機会を設け、子育てのあり方を考える機会を提供します。

④地域活動の促進

No.	事業	内容
72	子ども会・育成会への支援	子ども会リーダー及び育成指導者研修会、ジュニアリーダー研修会など指導者やリーダーの養成に努め、地域で世代を超えた交流の場としての子ども会の活動の活性化を支援するとともに、デイキャンプや新春子どもかるた大会など、各地域の子ども同士の交流を支援します。
73	ボランティア活動の促進	ジュニアリーダー活動などをおし、子どもたちのボランティア活動を促進し、奉仕の心を育みます。
74	少年の意見発表会の開催	町の小中高校生を対象に、少年の意見発表会を開催し、日常生活の中から感じていることを発表する機会を提供するとともに、健全育成に必要な知識を深めます。



基本目標5 子どもや子育てに関する意識づくり

女性の出産、子育てに対する不安や負担が軽減されるよう、家庭における男女共同参画の考え方を普及していくとともに、地域全体で子どもを育てる意識づくりを進め、子育て家庭への支援の輪を広げていくよう努めます。

■ 主要施策

1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化

1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化

家庭においても、父親と母親との男女共同参画の意識と実行が基本ですが、社会全体においては未だ男性の家事・育児への参加度合いが低いのが現状です。家庭における男女共同参画意識を向上していくとともに、それを支える地域の子育て支援の輪を広げるよう努めます。

①地域の子育て支援

No.	事業	内容
75	子どもに関わる地域の体制の整備	学校教育活動充実のため、学習支援、読み聞かせ指導、安全指導、環境整備など、学校が必要とする活動について、地域住民をボランティアとして派遣します。 また、ファミリー・サポートセンターにおいて子育て支援ボランティアの育成を推進し、地域による子育て支援体制の充実に努めます。
76	青少年育成指導者の養成	地域における青少年を育成し、活動を支援する青少年育成指導者の養成を推進します。

②男女共同参画による子育ての推進

No.	事業	内容
77	男性の積極的な家庭参画の推進	男女共同参画社会の形成に向けて、従来の「夫は外で仕事、妻は家庭で家事・育児」という性別による役割分担意識をなくすため、普及啓発に努めます。

基本目標6 子どもの権利を尊重する意識づくり

子ども一人ひとりの利益が最大限尊重されるよう、「児童の権利に関する条約」、「児童虐待防止」の普及・啓発、子どもの視点や意見をまちづくりに反映されるための取り組みを進めるなど、子どもの権利を尊重する社会の育成に努めます。

■ 主要施策

1) 児童の権利を尊重する社会の育成

1) 児童の権利を尊重する社会の育成

子どもの人権の尊重については、児童の権利に関する条約をはじめ、児童憲章、児童福祉法、教育基本法などにおいても明記されています。しかしながら、日常生活ではその認識はまだ希薄であり、子どもたちを取り巻く環境には、いじめや不登校、家庭内の虐待問題、青少年の非行などさまざまな問題があり、その傾向はますます強まりを見せています。

次代を担う子ども一人ひとりを尊重し、健全に育てていくことの大切さへの理解を深め、社会全体で子どもの守り育てていく、子どもにやさしいまちづくりの実現に努めます。

① 「児童の権利に関する条例」の普及及び児童虐待対応の強化

No.	事業	内容
78	「児童の権利に関する条約」の普及	子どもの権利を尊重し、子どもがのびのび、生き生きと育つ社会づくりをめざして、「児童の権利に関する条約」の啓発・広報を図り普及に努めるとともに、人権教育事業を推進します。
79	児童虐待への迅速かつ適切な対応	児童相談所、保健所、警察、認定こども園、学校、親や家族等の関係者、主任児童委員などの連携を強化し、要保護児童対策地域協議会を中心に問題解決にあたります。

第2節 計画の推進体制

1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

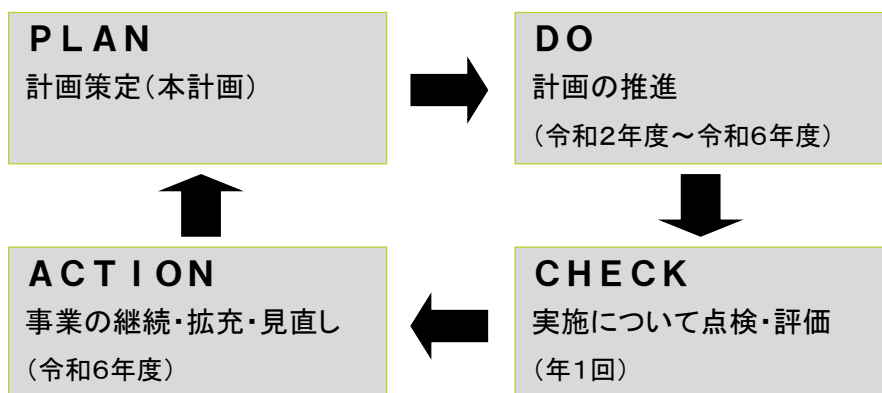
各施策については、庁内主管課及び関係各課において推進し、年度毎に各事業の進捗状況を把握していきます。

施策	事業	担当課・関係機関
①庁内推進体制の整備 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については年度毎にその進捗状況等を把握し、計画を総合的に推進するため、庁内連携を強化し、担当者による情報共有を行います。	・庁内担当部署の連携強化 ・庁内担当者の情報共有	子ども未来課 関係各課
②事業計画進捗状況の評価と公表など 行政とは別の視点から計画の進捗状況を定期的に検証・評価するとともに、必要に応じて関係団体などから意見聴取を行い、施策展開への反映を図ります。	事業計画進捗状況の評価・公表	子ども・子育て会議

2 進行管理

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者（保護者）や支援者、保育・教育関係者などから構成される「当別町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場として議論を行ってきました。

計画策定後も、計画の実施状況の進行管理や評価について、「PDCAサイクル※」の流れに沿い、「当別町子ども・子育て会議」で継続的に審議を行い、点検・評価の結果については、広く公表してまいります。



※PDCAサイクル：政策の策定から見直しまでを一貫し、円滑に進めるための手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、政策実行を継続的に改善し、次期の政策策定等へ反映させる。

資料編

第1節 当別町子ども・子育て会議条例

当別町子ども・子育て会議条例

平成25年6月14日条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、当別町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げること。
- (2) 法第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に係る団体の推薦を受けた者
- (3) 法第6条に規定する子どもの保護者
- (4) 町長が公募した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、当別町教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 計画策定の経過

本計画の策定にあたり、以下のとおり子ども・子育て会議を開催し、審議を行いました。

年 度	開催年月日	開催回	議 題 等
平成 30 年度	平成31年 2月26日	第2回	1) 当別町ふとみ保育所の公私連携認定こども園移行について
			2) 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画について ・策定スケジュールについて ・ニーズ調査の実施について ・調査票内容の検討について
			3) 国等の平成31年度の動向について（幼児教育・保育無償化制度）
令和 元年度	令和元年 7月9日	第1回	1) ニーズ調査結果（速報）について
			2) 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画について ・施策形態について
			3) 幼児教育無償化に伴う制度の概要について
			4) 第1期当別町子ども・子育て支援事業計画の一部改正について
	令和元年 10月8日	第2回	1) ニーズ調査結果報告について
			2) 第1期当別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 3) 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画（素案9月版）について （特定教育・保育施設及び子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」）
	令和元年 12月17日	第3回	1) 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
			2) 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画（概要版）について
3) 住民意見聴取（パブリックコメント）の実施について			
令和2年 2月5日	第4回	1) 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント実施結果について	
		2) 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画について ※パブリックコメント実施結果を計画に反映し、計画の一部を修正、計画策定審議完了を確認	



第3節 当別町子ども・子育て会議委員名簿

役 職	所 属 団 体	委員氏名	備 考
会 長	北海道医療大学	金 澤 潤一郎	心理科学部 准教授 (1号委員 学識経験)
委 員	当別町小中学校長会	渡 邊 久 徳	当別小学校 校長 (1号委員 学識経験)
委 員	当別町民生児童委員協議会	難 波 雅 美	主任児童委員 (2号委員 関係団体)
委 員	認定こども園 当別夢の国幼稚園 (社会福祉法人 高陽福祉会)	砂 田 敦 子	認定こども園長 (2号委員 関係団体)
委 員	認定こども園 おとぎのくに (社会福祉法人 高陽福祉会)	五十嵐 京 湖	認定こども園長 (2号委員 関係団体)
委 員	社会福祉法人 ゆうゆう	斎 藤 直 子	(2号委員 関係団体) ~R1. 5. 21
		湯 川 正 雄	(2号委員 関係団体) R1. 5. 22~R1. 9. 30
		伊 藤 堯 紘	(2号委員 関係団体) R1. 10. 1~
委 員	当別町PTA連合会	吉 野 裕 宜	PTA連合会 会長 (3号委員 保護者) ~R1. 5. 21
		泉 暁	PTA連合会 会長 (3号委員 保護者) R1. 5. 22~
委 員	認定こども園 当別夢の国幼稚園PTA	瀬 戸 郁 裕	PTA 代表 (3号委員 保護者)
委 員	認定こども園 おとぎのくにPTA	上 杉 堯 央	PTA 代表 (3号委員 保護者)
副会長	一 般 公 募	明 石 実	(4号委員 公募)
委 員	一 般 公 募	辻 野 浩	(4号委員 公募)
委 員	一 般 公 募	津 崎 弘 樹	(4号委員 公募)
委 員	一 般 公 募	高 橋 昭 大	(4号委員 公募) ~R1. 9. 30
委 員	一 般 公 募	松 本 め ぐ み	(4号委員 公募) R1. 10. 1~

(継承略・順不同)

第2期当別町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月策定（令和3年2月、令和4年7月、令和4年7月改正）

当別町教育委員会 子ども未来課

〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町32番地2

電話 0133-23-3024 FAX 0133-25-5018